

平成29年度 第2回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年5月11日(木) 午前9時40分から10時

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | |
|---------|------|------|------|------|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | |
| | 委員 | 中原都 | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 給与課長 | 吉野一朗 |
| | 係長 | 富山哲明 | 係長 | 湯ノ口修 |
| | 係長 | 足立陽子 | 係長 | 古川真史 |
| 3 傍聴者 | | なし | | |

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会の定めの一部改正について(警察特殊勤務手当関係)
報告第1号 2017年度給与勧告等に関する要求書について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会の定めの一部改正(警察特殊勤務手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する定め of 名称

警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第6項の規定に基づく手当の運用について(平成24年7月10日付第201200053630号鳥取県人事委員会委員長通知)

2 改正の概要

東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の特例に関し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)の敷地内の施設のうち、当該施設内における作業にかかる手当額が日額3,300円であるものとして人事委員会が定める施設に「新事務本館」を加える。(国準拠)

《改正理由》

福島第一原子力発電所の敷地内に「新事務本館」が完成したことを踏まえて国の定めが昨年12月15日に改正(平成28年10月4日適用)されたことから、国に準じて改正を行おうとするもの。

国の適用日以降に該当作業に従事した本県警察職員はいないことから、適用は議決日とする。

◇報告第1号

2017年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説明】

報告第1号

※ 下線は事務局追記

2017年4月 19日

鳥取県人事委員会
委員長 上田博久 様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 三浦敏樹



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長 苗村 るみ子



鳥取県教職員組合
執行委員長 寺谷昭人



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 吉岡悟志



鳥取県教育委員会事務局職員組合
執行委員長 梶川和則



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 竹氏高司



地方独立行政法人
鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 寺田直文



全日本自治団体労働組合鳥取県本部
執行委員長 西村裕生



2017年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態に関わりなく、県民の負託に応え、豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。しかし、本県の賃金水準は全国最低であり、人材の確保が困難になりつつあります。

貴委員会は、地方公務員の労働基本権制約の代償機関であることを含め、職員の利益保護の役割を十分に果たすことが求められます。また、鳥取県の人口流出が続き、県職員への応募者が減少し続けている現状を十分にふまえ、下記事項の実現に向けて、最大限の努力をいただきますよう要求します。

記

一 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準も同様に全国水準に合わせて改善すること。
- (2) 人材確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を確保すること。
- (3) 育休取得者の一時金の除算期間を延長すること。

二 臨時・非常勤職員の処遇改善の要求

- (1) 臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、2017年3月7日に閣議決定された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」をふまえ、人事委員会として可能な対応を行うこと。
- (2) 臨時・非常勤職員の休暇制度、とりわけ有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。
- (3) 学校現場における臨時的任用職員を雇用する際、地公法第22条の厳格化を行うとともに再任用を前提とした空白期間を設けないこと。

三 職位整備の要求

- (1) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に指導すること。

四 諸手当改善の要求

- (1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
- (2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
 - イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (3) 扶養手当の子の額を国と同額とすること。

五 休暇制度改善の要求

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
 - ア 現在1疾病180日間のターニング期間について国と同様に20日に短縮すること。
 - イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。
- (2) 介護休暇期間を1年に延長すること。
- (3) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。
- (4) 子の看護休暇の対象を家族に拡充し、家族看護休暇とすること。
- (5) 不妊治療に関する休暇を以下の通り改善すること。
 - ア 病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
 - イ 不妊治療について特別休暇を制度化すること。

- (6) 夏季休暇の取得期間を6月から10月に拡充すること。
- (7) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。

六 職場環境改善の要求

- (1) 時間外勤務の正確な実態把握をもとに、適正な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策、労働災害の防止策を講じるよう管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう任命権者を指導すること。
- (3) セクハラ・パワハラが発生しないよう、任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に対して指導すること。
- (5) 退職者の職場復帰支援策を改善すること。
- (6) 離職者の再採用制度を創設すること。
- (7) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。
- (8) 職場の労働安全衛生が維持・向上するために必要な措置を講じるよう各任命権者に対して指導すること。
- (9) 妊娠時の業務軽減のため、非常勤職員等を配置できるよう予算措置を講ずるよう指導すること。

七 高齢者雇用制度の要求

- (1) 年金支給開始年齢が63歳になるまでに定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。
- (2) 再任用職員の給与については、全ての職種で再任用される級の最高号給の7割以上の水準を確保するとともに、生活関連手当を支給するよう任命権者に対して必要な対応を図ること。
- (3) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。

以上

六 次回人事委員会の開催

平成29年5月22日（月）午前9時40分から開催することとした。